

県教育委員会及び市町村教育委員会職員の派遣に関する要綱

第1 目的

この要綱は、地方自治法第252条の17の規定に基づき、県教育委員会（以下、「県教委」という。）が職員を市町村教育委員会（以下、「市町村教委」という。）に派遣し、又は、県教委が市町村教委から職員の派遣を受けること（以下、「職員の派遣」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 職員の派遣基準

職員を派遣する基準は次のとおりとする。

- (1) 県教委又は市町村教委において、教育行政運営の円滑化及び能率化に資する場合
- (2) 県教委及び市町村教委が協力し、地域における教育行政を自主的かつ総合的に推進することに資する場合
- (3) 専門的知識又は技術の修得など、県教委又は市町村教委職員の資質向上及び人材育成に資する場合
- (4) その他県教委及び市町村教委が協議して、派遣の必要性を認めた場合

第3 派遣職員の資格基準

県教委及び市町村教委が派遣する職員（以下、「派遣職員」という。）は、次の資格基準に該当する者とする。

- (1) 勤務成績が優秀で、かつ、心身とも健康な者
- (2) 従事する職務に必要な経験及び能力を有する者
- (3) 当該勤務地への通勤に支障のない者

第4 派遣期間

- (1) 職員の派遣期間は、2年以内において、県教委及び当該市町村教委が協議して定めるものとする。
- (2) 上記の派遣期間は、必要に応じて県教委及び当該市町村教委が協議して、これを短縮できるものとする。

第5 給与

派遣職員に対する給料及び手当（退職手当は除く。）については、県教委及び当該市町村教委が協議の上、当該職員の派遣を受けた団体の関係規程を適用し、当該団体の負担において当該派遣職員に支給するものとする。ただし、派遣職員に対する給料及び手当の額は、派遣職員に不利益が生じないよう協議するものとする。

第6 旅費

派遣職員の派遣期間中における旅行に要する経費については、当該職員の派遣を受けた団体の関係規程を適用し、当該団体の負担において、当該派遣職員に支給するものとする。

第7 勤務条件

派遣職員の勤務時間その他の勤務条件については、当該職員の派遣を受けた団体の関係規程の定めるところによるものとする。

第8 分限及び懲戒

派遣職員に対する分限及び懲戒は、県教委及び当該市町村教委が、その都度、協議して行うものとする。

第9 公務災害の補償

派遣職員に対する公務災害の補償は、県教委及び当該市町村教委が、その都度、協議して行うものとする。

第10 職員の育成

県教委及び市町村教委は、長期間にわたり職員の派遣が継続することのないよう、派遣を受けた職に必要な適格性及び能力等を有する職員の育成に努めるものとする。

第11 その他

第4から第9までに定めるもののほか、派遣職員の身分取扱いに関しては、県教委及び当該市町村教委が、協議して定めるものとする。

第12 協定書の作成

地方自治法施行令第174条の25第3項の規定による県教委及び当該市町村教委間における協議（第8及び第9の規定による協議を除く。）は、協定書をもって行うものとする。